

平成26年6月定例会会議録（第1号）

平成26年6月5日 木曜日 午前10時00分開会

小 関 勝 助 議 長 大 道 寺 信 副議長

出 席 議 員 （16名）

1番	赤 間 泰 広	議員	2番	梅 津 善 之	議員
3番	江 口 忠 博	議員	4番	今 泉 春 江	議員
5番	小 関 秀 一	議員	6番	竹 田 博 一	議員
7番	我 妻 昇	議員	8番	大 道 寺 信	議員
9番	蒲 生 光 男	議員	10番	町 田 義 昭	議員
11番	佐々木 謙 二	議員	12番	安 部 隆	議員
13番	渋 谷 佐 輔	議員	14番	高 橋 孝 夫	議員
15番	大 沼 久	議員	16番	小 関 勝 助	議員

欠 席 議 員 （0名）

説 明 の た め 出 席 し た 者

内 谷 重 治	市 長	遠 藤 健 司	副 市 長
中 井 晃	総 務 課 長	齋 藤 環 樹	財 政 課 長
谷 澤 秀 一	企 画 調 整 課 長	高 石 潤 一	税 務 課 長
松 本 弘	市 民 課 長	梅 津 明 夫	健 康 課 長
松 木 幸 嗣	福 祉 生 活 あ ん し ん 課 長	種 村 正 一	子 育 て 支 援 課 長
青 木 邦 彦	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	堀 越 俊 一 郎	監 査 委 員
加 藤 弘 二	教 育 委 員 長	加 藤 芳 秀	教 育 長
遠 藤 誠 一	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	鈴 木 榮 一	農 業 委 員 会 会 長
孫 田 邦 彦	農 林 課 長	梅 津 和 士	商 工 振 興 課 長
鈴 木 広 弥	観 光 振 興 課 長	松 木 満	建 設 課 長
鈴 木 一 則	ま ち ・ 住 ま い 整 備 課 長	横 山 賢 一	上 下 水 道 課 長
遠 藤 敏 男	管 理 課 長	齋 藤 理 喜 夫	文 化 生 涯 学 習 課 長
佐 野 安 広	生 涯 ス ポ ー ツ 課 長	寒 河 江 新 一	学 校 給 食 共 同 調 理 場 長
佐々木 弘 充	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	高 橋 洋 一	監 査 委 員 事 務 局 長
鈴 木 隆 政	農 業 委 員 会 事 務 局 長	渋 谷 正 通	消 防 主 幹

## 事務局職員出席者

飯澤常雄 議会事務局長  
鈴木和夫 議事調査係長  
小林克人 補  
安達洋司 主任技士

## 議事日程（第1号）

平成26年6月5日 木曜日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 報告第 8号 平成25年度長井市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について (報告)  
日程第 4 報告第 9号 平成25年度長井市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について (〃)  
日程第 5 報告第10号 平成25年度長井市浄化槽事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について (〃)  
日程第 6 議案第65号 町の区域の変更について (質疑、付託)  
日程第 7 議案第66号 長井市市税条例等の一部を改正する条例の設定について (〃)  
日程第 8 議案第67号 長井市営バス設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について (〃)  
日程第 9 議案第68号 長井市障害程度区分認定審査会の委員定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定について (〃)  
日程第10 議案第69号 平成26年度長井市一般会計補正予算第2号 (〃)  
日程第11 議案第70号 平成26年度長井市介護保険特別会計補正予算第1号 (〃)  
日程第12 請願第 5号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書 (付託)  
日程第13 請願第 6号 少人数学級の推進及び義務教育費国庫負担制度の改善に係る意見書提出方請願 (〃)

## 本日の会議に付した事件

議事日程（第1号）に同じ

## 開 会

○小関勝助議長 おはようございます。

ただいまから平成26年第4回長井市議会定例会を開会いたします。

## 開 議

○小関勝助議長 本日の会議に欠席の通告議員は、ございません。よって、ただいまの出席議員は定足数に達しております。

なお、山形新聞社記者から、今定例会中のパソコン、カメラ、録音機の使用についての申請があり、許可いたしましたので、ご報告いたします。

ここで、本日の本会議運営について、議会運営委員会の報告を求めます。

渋谷佐輔議会運営委員長。

(渋谷佐輔議会運営委員長登壇)

○渋谷佐輔議会運営委員長 おはようございます。

議会運営委員会を代表いたしまして、去る2日の委員会において決定した本日の本会議運営についてご報告いたします。

本日の会議は、まず日程第1、会議録署名議員の指名について、会議規則第81条の規定に基づき、会議録署名議員を議長から指名していただきます。

次に、日程第2、会期の決定について、議会運営委員会報告の後、今定例会の会期及び会議日程等について表決を行っていただきます。なお、採決の方法につきましては、簡易採決を予定しております。

次に、日程第3、報告第8号 平成25年度長

井市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてから、日程第5、報告第10号 平成25年度長井市浄化槽事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてまでの3件を一括議題とし、市長から報告を受けます。

次に、日程第6、議案第65号 町の区域の変更についてから、日程第11、議案第70号 平成26年度長井市介護保険特別会計補正予算第1号までの6件を一括議題といたしまして、市長の提案説明を受けた後、上程されました案件6件について1件ずつ質疑を行い、一般議案4件につきましては、別紙付託表のとおり、所管する委員会に付託して審査していただきます。予算議案2件につきましては、予算特別委員会を設置し、付託の上、審査していただきます。

次に、日程第12、請願第5号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書及び日程第13、請願第6号 少人数学級の推進及び義務教育費国庫負担制度の改善に係る意見書提出方請願の請願2件につきましては、別紙付託表のとおり、関係する常任委員会に付託して審査していただきます。

以上、報告といたします。

○小関勝助議長 本日の会議は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり、配付しております議事日程第1号をもって進めます。

## 日程第1 会議録署名議員の指名

○小関勝助議長 日程第1、会議録署名議員の指名であります。会議規則第81条の規定により、ご指名いたします。

4番 今 泉 春 江 議員

5番 小 関 秀 一 議員

6番 竹 田 博 一 議員

以上、3名の方をお願いいたします。

## 日程第2 会期の決定

○小関勝助議長 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

ここで、今定例会の会期及び会議日程等について、議会運営委員会の報告を求めます。

渋谷佐輔議会運営委員長。

(渋谷佐輔議会運営委員長登壇)

○渋谷佐輔議会運営委員長 議会運営委員会を代表いたしまして、去る2日の委員会において決定した今定例会の会期及び会議日程等についてご報告いたします。

会期につきましては、お手元に配付しております平成26年第4回市議会定例会会議日程表のとおり、本日6月5日から6月25日までの21日間といたします。

市政一般に関する質問につきましては、議事日程第2号、第3号、第4号のとおり、6月10日、11日、12日の3日間とし、このたびの質問者は11名の予定ですので、第1日目5名、第2日目4名、第3日目2名といたします。

一般質問発言通告は、質問内容、答弁者を具体的に記載の上、本日執務時間内に提出をお願いいたします。

各常任委員会、特別委員会の日程につきましては、日程表のとおりであります。本日の本会議終了後に、予算特別委員会の正副委員長の互選をお願いいたします。

予算総括質疑発言通告の締め切りは6月16日、討論発言通告の締め切りは6月20日といたします。なお、最終日6月25日、本会議前に議会運営委員会を開催させていただきます。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。報告といたします。

○小関勝助議長 お諮りいたします。今定例会の

会期は、ただいま議会運営委員長から報告がありましたとおり、本日から25日までの21日間と決定し、会議日程につきましては、お手元に配付しております平成26年第4回市議会定例会会議日程表のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小関勝助議長 ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

## 日程第3 報告第8号 平成25年度長井市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について外2件

○小関勝助議長 それでは、日程第3、報告第8号 平成25年度長井市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてから、日程第5、報告第10号 平成25年度長井市浄化槽事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてまでの3件を一括議題といたします。

報告を受けることといたします。

内谷重治市長。

(内谷重治市長登壇)

○内谷重治市長 おはようございます。

報告第8号 平成25年度長井市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、報告第9号 平成25年度長井市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、報告第10号 平成25年度長井市浄化槽事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についての3件を一括してご説明申し上げます。

これら3件は、いずれも3月定例会において議決をいただきました補正予算の繰越明許費に係る経費につきましては、繰越計算書のとおり繰り越しをいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりご報告申し上げます。